

ふじのくに新商品セレクション 2023 開催要領

～静岡県の優れた加工品のコンクール～

1 趣旨

静岡県産農林水産物の魅力を活かした、新しい加工品を選定することで、企業の新商品開発や商品改良に結びつけ、ものづくり産業の活性化及び県産農林水産物の付加価値向上を図ります。

2 主催等

主催 静岡県

協力 静岡県食品産業協議会

3 表彰及び特典

(1) 賞

最高金賞 1点 金賞 10点程度

(2) 表彰式

令和6年2月13日(火)に静岡市内で、高品質な農林水産物を県が認定する「しずおか食セレクション」の認定式、「ふじのくに食の都づくり仕事人」の表彰式と合同で開催する予定です。

(3) 受賞特典

受賞商品は報道機関に情報提供するほか、県が作成するパンフレットへの掲載やバイヤーや消費者が県産農林水産物及び加工品の情報を閲覧できる県運用ウェブサイト「バイ・シズオカオンラインカタログ」で紹介するなど、様々な機会を通じてPRします。

※最高金賞及び金賞の受賞者は、受賞区別に定める「ふじのくに新商品セレクション」のマークを使用し、受賞のPRを積極的に行ってください。

【受賞により得られる販路拡大の機会】

項目	内容
販売機会の提供 (主に食品の受賞 商品を想定)	静岡県商工会連合会の「商工会チャレンジショップ アレモキッチン/ コレモストア」等にて、受賞商品の販売コーナーを設置します(2月中 旬から1か月程度の予定)。 【2022年度実績】 ・静岡伊勢丹、静岡伊勢丹コリドー・フジ、遠鉄百貨店、京王百貨店(催 事販売「静岡うまいもの大会」) ・その他店舗での取扱：静岡県アンテナショップ「おいしず」(東京都 千代田区神田)、これっしか処

商談機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「バイ・シズオカ オンラインカタログ」でのオンライン商談会に参加できます。 ・県が主催するマッチング交流会にて静岡大型店・スーパーマーケット連絡会（事務局：静岡商工会議所）会員との商談の機会を提供します。 <p>【2022 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング交流会 <p>※受賞者は、県が実施又は参加する展示会、商談会に関して、優先的に情報提供を受けたり、出展機会を得ることができます。ただし、調整の結果、出品できない場合もあります。</p>
相談機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者には、販路開拓等に関する専門家等との相談機会を提供します。
最高金賞に対する特典	<ul style="list-style-type: none"> ・最高金賞又は食品部門の最高位を受賞した食品は、翌年度に開催される全国大会「優良ふるさと食品中央コンクール」（主催：一般財団法人食品産業センター）への出品の際に、県が推薦します（参加費の徴収はない見込みですが、出品に関する経費は受賞者負担となります）。

4 募 集

(1) 募集期間

令和5年5月10日（水）から令和5年7月7日（金）まで【必着】

(2) 提出物

ア 出品書類（PDF形式での提出を推奨）

①出品票（商品写真を必ず貼付）

※商品写真は、出品票の所定の箇所に貼付の上、御提出下さい。

※印刷した際に商品写真等が正確に表示されることを確認の上、御提出ください。

②商品の補足資料 3点まで（任意）

※補足資料とは商品パンフレット、チラシ、新聞記事等の販促商材や商品PRに繋がるもの。

※募集期間内に提出がなかった場合、それ以降の内容の修正及び、資料の追加はできませんので御注意ください。

イ 審査用商品及び試食品、試供品の提供

※応募の段階では提出不要です。審査会に持参または送付していただくため、応募後に通知します。

(3) 提出方法

電子メール、郵送又は持参にて書類を提出

電子メールの場合は、件名を「ふじのくに新商品セレクション2023 応募」とし、出品票及び補足資料の電子ファイルを下記アドレスに送信してください。なお、ファイルサイズは5MB以下を目安に送信願います。

※出品票を受理しましたら、電子メールにて受付の連絡をします。出品票提出後、1週間以内

に連絡がない場合には必ず御連絡ください（出品票に電子メールアドレスを必ず御記入ください）。

(4) 提出先（問合せ先）

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課 食の魅力創造班 神保
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 東館9階
TEL 054-221-3713 FAX 054-221-2698
E-mail marke@pref.shizuoka.lg.jp

(5) 主な出品条件

- ア 出品者は、県内に住所又は主たる事務所を有する者。
- イ 食品及び食品以外の出品商品に関する事（店内飲食にて提供のみの商品を対象外）。
- (ア) 原材料に静岡県産農林水産物を直接的（一次加工）または間接的（二次加工）に使用していること。ただし、使用割合は問わない。
- ※静岡県産農林水産物とは、静岡県での農業（畜産業含む）、林業、水産業による生産物のことをいう。水または塩は含まない。
- ◎直接的に使用とは、静岡県産農林水産物を原材料として使用すること。
- （直接的使用の例）
- * 紅ほっぺを原材料としたジャム
 - * ニューサマーオレンジを原材料に使用した練り香水
- ◎間接的に使用とは、一次加工された製品を原材料等として使用し、商品の特徴づけていること。
- （間接的使用の例）
- * 静岡県産大豆を原材料にした醤油を使用した煎餅
 - * 静岡県産酒米を原材料にした日本酒を使用した菓子
- (イ) 商品化後2年以内の加工品（委託(OEM)加工品を含む）であること。
- (ウ) ただし、商品化後、2年以上経過している商品であっても、商品の改良が2年以内に行われた商品であれば、出品対象となる。
- ※改良とは、食味、食感、香り、使用感等商品自体の改良を伴うものや、容器・包装、パッケージ、デザイン、ネーミングなど商品の改良が2年以内に行われた商品とする。また、2年以内とは、令和3年4月1日以降に発売又は改良した商品とする。
- (エ) 静岡県産農林水産物の付加価値を向上させること、または、販売額の増加や販路拡大に繋げることができるものであること。
- (オ) 独自の技術やアイデア等を商品コンセプトに含んでいること。
- (カ) 農林水産物に単純な加工（乾燥、加熱、切断、冷凍等）のみの処理をしたものは、対象外とする。具体的にはお茶（茶葉そのもの）、乾しいたけ、干し柿、干し芋、牛乳、切り身や冷凍品（味付け等なし）は対象外とする。また、茶飲料（ボトル）は対象とする。
- (キ) 過去、「ふじのくに新商品セレクション」の最高金賞又は金賞を受賞していない商品であるものとする。

(ク) 出品者当たり 2 点以内とする。ただし、県産農林水産物を使用した複数の商品をセットまたはシリーズ商品として出品する場合は、1 点として扱うことができる。

ウ 一次審査通過者については、審査会の実施方法として以下に対応できる者。(予定)

- ・ 静岡市内会場またはオンラインでの審査会への参加
- ・ 指定日に指定場所まで審査用商品及び試食品、試供品の送付

エ 上記ウの条件を満たさない場合については、別途審査委員及び事務局で審議の上、決定する。

オ 本コンクールの趣旨を理解し、受賞した場合は、本セレクションの受賞について積極的に PR することとし、受賞商品には原則として受賞ロゴマークを使用し、販売すること。

(使用例：受賞商品、POP、のぼり等)

カ 販売会など、県が主催する販路拡大の機会には積極的に取り組むこと。

キ 受賞後の売上状況に関する情報提供やサンプルの提供等、県に協力すること。

(6) 応募条件

直近 5 年間に下記のア～ケの項目に関する違反行為がないこと

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、下請代金支払遅延等防止法に関すること。

イ 食品衛生法、食品表示法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)に関すること。

ウ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）に関すること。

エ 消費者安全法に関すること。

オ 労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法等の労働法規に関すること。

カ 公害防止、環境保全等の法規に関すること。

キ 租税の滞納、追徴金の賦課に関すること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関すること。

ケ その他関係する法令に関すること。

5 審査

(1) 審査会開催日、場所

審査日 令和5年9月21日(木)

場 所 静岡市内またはオンライン

(2) 審査委員

マーケティング専門家、学識経験者、食品専門家、料理専門家、デザイン専門家、小売販売業者、消費者代表(予定)

(3) 審査方法

ア 一次審査 (令和5年8月上旬を予定)

- ・応募商品が多い場合は、書類による一次審査を行い、審査会に諮ります。
- ・一次審査は、提出書類に基づき、商品コンセプト、商品写真、パッケージデザイン、ネーミング、SDGsの達成に向けた取組等を基準としますので、写真や書類等に不備がないよう準備してください。(※近年は応募多数のため、一次審査を行っています。)

【一次審査結果発表 (令和5年8月中下旬を予定)】

※一次審査結果は文書にて全応募者に通知します。なお、一次審査通過者には、審査会の案内(審査時間等)を同封します。また、一次審査の落選理由についての問い合わせについてはお答えできません。

イ 審査会 令和5年9月21日(木)

- ・審査会では、審査委員に対して試食品、試供品を提供するとともに、商品に関するプレゼンテーションを行っていただき、ウの審査基準に従って、賞を決定します。
- ・なお、審査会の概要については別途通知します。(審査時間は概ね10分程度)

ウ 審査基準

主な審査項目は、以下のとおりとします。

項目	具体的な内容
商品としての魅力	商品コンセプト、商品の特徴、味、使用感など、商品全体として魅力ある商品となっているか
販売戦略	ターゲット、販路、商品展開、内容量、価格等が明確か
販売量	県内外に販売するために必要な生産量が確保できているか
郷土色	郷土色豊かな商品であって、商品を通して、地域の特徴的な県産農林水産物の魅力を効果的に発信できるか
デザイン等	容器・包装の素材、デザインなどが、商品コンセプト等を反映している商品であるか
安全・安心の取組	安全に関する認証・認定機関の許認可を受けているか、また、製造工程や品質管理が適正に実施されている商品であるか
SDGsの達成に向けた取組	商品の原材料の生産及び調達、商品化の過程、商品の製造・販売、商品PRを行うに当たり、地域で連携した取組等SDGsの達成に向けた取組であるか

(4) 審査結果（令和5年10月下旬）

出品者には書面で通知するとともに、受賞商品を事務局（県マーケティング課）のホームページで公開します。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/shokunomiyako/1025546.html>

(5) 注意事項・費用等

- ア 参加費は徴収しません。ただし、出品・審査に要する経費（書類作成、通信運搬、商品、試食、プレゼンテーション等の経費）は出品者の負担となります。
- イ 受賞者には、報道機関への情報提供及びパンフレットへの掲載やホームページでの紹介等の県が行うPR等のために商品の写真を無償で提供していただきます。
- ウ 提出書類の記載内容については、県の関連事業の案内等に使用する場合があります。
- エ 出品内容や応募内容が事実と異なることが判明した場合は、賞決定以降であっても、賞の取り消しや特典が得られなくなる場合があります。
- オ 受賞後に商品の改良を行った場合は当課に連絡してください。改良の内容により、受賞商品として扱われなくなる場合があります。
- カ 災害その他やむを得ない理由により、一次審査、審査会、表彰式の日程が変更または中止となる場合があります。